

橋本市に転入されるお客さまへ

紀陽銀行住宅ローン 「橋本市転入応援プラン」

紀陽銀行では橋本市と連携し「橋本市内に転入する」ための住宅ローンをご用意させていただいております。

<概要について>

ご利用いただける方	◇橋本市へ転入しご自身が居住する住宅を新築・購入・増改築される方 ◇お借入時の年齢が満20歳以上で完済時の年齢が満80歳以下の方 ◇団体信用生命保険に加入できる方 ◇保証会社の保証が得られる方
お借入金利	全期間 基準金利より最大2.075%引き下げ 変動金利 年0.600% から (平成28年4月1日現在。別途保証料、手数料が必要です)
ご注意事項	◇金利情勢の変化等により急遽取扱を中止することがあります。 ◇金利引き下げ幅はお申込内容やお取引内容等により個別に決定いたします。 ◇特約固定金利を選択いただくことができます。 ◇その他詳細な内容については裏面をご覧ください。
補助金について	◇橋本市では、「転入夫婦新築住宅取得補助金」が用意されています。 制度の詳細は橋本市役所シティセールス推進課定住促進係へご確認ください。

【お問い合わせ先】

本件に関するお問い合わせは下記の支店またはお近くの住宅ローンセンターまで

橋本支店	〒648-0064 橋本市橋本2丁目1番4号	TEL:0736(32)1105 FAX:0736(34)2880
高野口支店	〒649-7205 橋本市高野口町名倉95番地	TEL:0736(42)3101 FAX:0736(42)0434
橋本林間支店	〒648-0094 橋本市三石台1丁目3番11号	TEL:0736(37)5110 FAX:0736(37)5120
橋本彩の台支店	〒648-0018 橋本市隅田町垂井130番地の1	TEL:0736(33)3200 FAX:0736(33)3400

※営業時間：平日9:00～15:00（お電話は平日9:00～17:00）

また お近くの住宅ローンセンターについては紀陽銀行ホームページ（<http://www.kiyobank.co.jp/>）

の「店舗・ATMのご案内」よりご確認ください。

銀行をこえる銀行へ



紀陽銀行住宅ローン「橋本市転入応援プラン」

(平成28年4月1日現在適用中)

商 品 名	紀陽銀行住宅ローン「橋本市転入応援プラン」
融 資 形 式	証書貸付
① 貸 出 期 間	1年以上35年以内 (固定金利をご選択いただくには、固定金利の各特約期間以上の貸出期間が必要です) 貸出期間には、年齢、資金用途により下記の制約があります。 ①満80才までに返済を終了するよう貸出期間を定めること。
② 貸 出 金 額	100万円以上1億円以内(10万円単位)で下記の限度額の範囲内。 ①ご年収にしめる年間元利返済額の割合が次の限度内であること ・年収150万円以上300万円未満の方…25%以内 ・年収300万円以上400万円未満の方…30%以内 ・年収400万以上の方……………35%以内 ②保証会社による担保評価の範囲内であること。
③ 貸 出 金 利	変動金利(お借入時点の金利が適用されます。) 基準となる金利は「住宅ローン基準レート」です。
④ 変動金利の金利変動の基準と頻度	毎年2回、4月1日、10月1日の紀陽銀行の変動金利型住宅ローン利率を基準に6月、12月の約定返済日の翌日から金利を変更します。
⑤ 固 定 金 利 の 特 約	貸出期間中は「固定金利選択に関する特約書」により固定金利をご選択いただけます。 ①特約期間3年 ②特約期間5年 ③特約期間10年
⑥ 借 入 資 格	・実行時の年齢が満20才以上で、完済時の年齢が満80才以下の方。 ・団体信用生命保険に加入できる方。 ・年収150万円以上で、引き続きご返済いただける安定した所得のある方。 ・勤続または営業年数が3年以上の方。 ・保証会社の保証が得られる方。
⑦ 資 金 使 途 の 制 限	・住宅の新築、増改築資金 ・土地付住宅、中古住宅、マンションの購入資金
⑧ 担 保 に 関 する 説 明	ア) 保証会社の阪和信用保証(株)が、ご融資の対象となる土地、建物等に第一順位の抵当権を設定させていただきます。 イ) 保証会社の保証を受けていただきますので、保証人は原則として必要ございません。 ウ) 担保となる建物には、長期火災保険に加入していただきます。
⑨ 返 済 の 方 法 と 頻 度	毎月元利均等返済(6ヶ月毎のボーナス増額返済併用可、ただし、ボーナスによりご返済していただける元金は、ご融資額の50%以内とさせていただきます。) 元利均等返済とは、貸出期間中のご返済が一定となるよう毎月のご返済額を計算させていただく方法で、返済が進むほど、ご返済額中の元金の割合が大きくなります。
⑩ 返 済 額 の 試 算	店頭にて、お申し込みいただければご返済額を試算いたします。
⑪ 返 済 額 の 変 更	【変動金利ご選択時】利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の見直しは5年毎に行いますが、新しいご返済額は、旧返済額の1.25倍を上限とします。 最終の返済額の見直し以降、利率変更のために、当初のお借入期間が満了しても、未返済残高が残る場合は、期日に一括返済していただくことを原則といたしますが、期日までにお申し出いただければ期間の延長も協議の上可能です。
⑫ ご融資時に必要な手数料 保証料	①事務取扱手数料 54,000円 ②保証料(ご融資額100万円につき、貸出期間に応じた下記に例示の保証料をご融資の時までに一括してお支払いいただきます。) (5年) 4,659円 (10年) 8,639円 (15年) 12,055円 (20年) 14,860円 (25年) 17,203円 (30年) 19,019円 (35年) 20,404円
⑬ そ の 他 手 数 料	①固定金利特約手数料(固定金利特約の都度) 10,800円 ②繰上返済手数料(一部繰上・全額繰上とも) 【変動金利期間中】 5,400円 【固定金利期間中】 32,400円 ③返済額等の返済条件の変更(条件変更手数料) 10,800円
⑭ 説 明 書	この説明書は、銀行業における表示に関する公正競争規約に基づき作成しています。
⑯ 金 利 引 き 下 げ 幅	金利引き下げ幅は「橋本市外から転入すること」の他にお申込内容や自己資金比率の状況、その他お取引内容等(給与振込、紀陽カード、口座振替の契約等)により個別に決定
⑰ 金 利 情 報 の 入 手 方 法	住宅ローン基準金利は店頭の「本日の住宅ローン利率」表示ボードに表示しています。